

通達甲（警・教・術1）第6号

昭和41年3月9日

存 続 期 間

部 長、 参 事 官
各 殿
所 属 長

警 務 部 長

警視庁警察操典実施要綱の制定について

警視庁警察官の教練については、警察操典（昭和29年警察庁訓令第11号）および警察操典実施要領について（昭和29年警察庁（務発教）第45号）によつて実施してきたところであるが、なおいつその徹底を期するため、別添のとおり警視庁警察操典実施要綱を制定し、昭和41年3月20日から実施することとしたから、次の事項に留意し、部下一般に周知徹底のうえ誤りのないようにされたい。

命によつて通達する。

おつて、警察操典の制定について（昭和29年11月15日例規（警務）第15号）は廃止する。

記

第1 制定の趣旨

警視庁警察官の教練は、従来、警察操典（以下「操典」という。）および警察操典実施要領（以下「実施要領」という。）によつて実施してきたところであるが、一部に疑義を生じ、または実情に添わない点もあつて、せいでを欠くおそれがあつたので、これを明確、かつ、具体的に定め、実施上の統一と徹底を図るため、新たに制定したものである。

第2 要点

- 1 休憩で、楽に休む場合は、指揮官の指示によることを明らかにした。
- 2 部隊における番号と整とんの順序を明らかにした。
- 3 伝令は、番号を呼称しないことを明らかにした。
- 4 儀式等の場合に用いる「歩調とれ」の行進要領を定めた。
- 5 斜行進の回数を統一した。
- 6 「先頭足踏み」の要領を定めた。
- 7 手信号に用いる手の向きを明らかにした。
- 8 方向変換における手信号の要領を一部改めた。
- 9 「そのまま」の手信号の要領を定めた。
- 10 併列縦隊の方向変換で、軸翼小隊長の用いる手信号を、前進の手信号とした。
- 11 併列横隊の方向変換における、後方小隊長の手信号を明らかにした。
- 12 縦隊における左先頭員も「左翼きよう導」と呼称を統一した。
- 13 きよう導をきよう正する位置を定めた。
- 14 きよう導を出して行なう整とんで、間隔に広狭があつた場合の整とん要領を定めた。
- 15 行進で、きよう導に目標を示すのは、必要がある場合に限定した。
- 16 きよう導の目標をとる位置を定めた。
- 17 停止間の方向変換または隊形変換における号令の位置を定めた。
- 18 小角度の方向変換における、指示の位置を定めた。
- 19 きわめて小角度の方向変換の要領を定めた。
- 20 横隊の方向変換におけるせん回軸に近い列員の範囲を明らかにした。

別 添

警視庁警察操典実施要綱

第 1 総則

警視庁警察官の教練は、操典および実施要領によるほか、この要綱の定めるところによる。

第 2 教練の実施

1 休憩（操典第 1 2 条、実施要領 2 の(2)）

実施要領 2 の(2)の場合は、指揮官の「楽な姿勢」等の指示によつて行なう。

2 番号、整とん

(1) 部隊の番号と整とん（操典第 3 2 条～第 3 5 条）

原則として、番号をかけたのち整とんさせる。ただし、編成がされていない場合または最初の集合で隊形ができていない場合は、整とんさせたのち、番号をかけることができる。

(2) 番号の呼称（操典第 3 2 条、第 5 4 条、第 2 図～第 6 図）

伝令は、番号を呼称しない。

3 行進

(1) 歩調とれ（操典第 1 5 条、第 1 6 条）

儀式等で、特に必要がある場合は、「歩調とれ」の号令を下すことができる。

ア 号令は、速あしまたはみちあしの行進から用いる。

イ 手は、前に肩の高さまで、うしろは自然に振る。

ウ 足は、速あし行進の歩幅と速度で、力強く足を踏みしめ、正々堂々と行進する。

エ 元にもどすには、「歩調やめ」の号令を下す。

(2) 斜行進の回数（操典第 1 9 条、第 4 0 条）

斜行進を行ない、これを直行進に復したときをもつて 1 回とする。

(3) 先頭足踏み（操典第 2 1 条）

部隊の行進中、必要がある場合、指揮官は、「先頭足踏み」と指示することができる。

この場合、部隊は、先頭から順次足踏みをはじめ、正しい距離、間隔をとりながら、

その場で足踏みを行なう。

4 信号

(1) 手信号の手の向き（操典第7条）

集合、解散、前進、駆けあしおよび停止の手信号は、掌を前方に向けて上げる。

(2) 方向変換の手信号（操典第7条）

意図する方向にのばす手は、肩の線に対して約45度上方にのばす。

(3) 「そのまま」の手信号（操典第7条）

中（大）隊教練における隊形変換の際、移動しない小（中）隊の小（中）隊長は、「そのまま」の指示と、両手を体の両側の線に対して約45度下方にのばす手信号を用いる。

(4) 併列縦隊の方向変換における軸翼小隊長の手信号（操典第7条、第82条）

停止間の場合、軸翼小隊長は、前進の手信号を用いる。

(5) 併列横隊の方向変換における後方小隊長の手信号（操典第7条、第83条、実施要領20）

ア 停止間の場合、後方小隊長は、予令で、逆方向に方向変換の手信号を行なう。

イ 後方小隊長は、斜行進をして先頭小隊の右翼きよう導の後方線に至ったとき、「向きを換え」の指示と、先頭小隊長が行なつた順方向への方向変換の手信号を行なう。

ウ 隊員は、「向きを換え」の指示で、先頭小隊が行なつた要領で方向変換をし、きよう導にならない停止する。

5 きよう導

(1) 呼称（操典第33条、第35条、第44条、実施要領9）

縦隊において、目標を示して方向変換をする場合は、横隊に準じ、左先頭員を「左翼きよう導」と呼称する。

(2) きよう正の位置（操典第35条、実施要領9の(3)）

きよう導を出して行なう横隊の整とんで、きよう導をきよう正する位置は、右翼きよう導についてはその正面約6歩、左翼きよう導については、右翼きよう導の右横約4歩（中、大隊の場合は適宜）とする。

(3) きよう導を出しての整とんで、間隔に広狭があつた場合の整とん要領

(操典第 3 5 条、実施要領 9)

ア 広すぎた場合は、左翼きよう導は、そのままの位置で整とんの補助を行ない、「なおれ」の号令で右列員に整とんする。

イ 狭すぎた場合は、左翼きよう導は、そのまま動かず、右列員が約半歩後方にさがり、「なおれ」の号令で、左翼きよう導が間隔を開き整とん線に入れる。

(4) 目標を示す場合 (操典第 3 8 条)

指揮官は、行進を起こすとき、または行進間において、それぞれ必要がある場合は、きよう導に目標を示すものとする。

(5) 目標をとる位置 (操典第 4 4 条)

横隊、縦隊とも、方向変換をしようとする側のきよう導の横 1 歩の位置で目標をとるものとする。また、方向変換をしたのち、方向を確認する場合も同様とする。

6 方向変換、隊形変換

(1) 停止間の方向変換、隊形変換における号令の位置 (操典第 4 2 条 ~ 第 4 6 条、実施要領 1 0 ~ 1 2)

停止間において、方向変換または隊形変換をする場合、号令をかける位置は、原則として、新方向の正面とする。

(2) 小角度の方向変換における指示 (操典第 4 4 条)

停止間における小角度の方向変換で、指揮官がきよう導に目標を示す位置は、新方向正面の号令をかける位置とする。

(3) きわめて小角度の方向変換 (操典第 4 4 条)

「きわめて小角度」とは、最後尾の列員がすり足を用いて移動する範囲の角度をいい、この場合は、きよう導の体の向きを意図する方向に向けたのち、これを基準として、横隊または縦隊の整とんを行なわせる。

(4) 横隊の方向変換におけるせん回軸に近い列員の範囲 (操典第 6 4 条)

軸翼に近い第 2 列の分隊長および第 1 番員ならびに第 3 列の分隊長および第 1、第 2 番員とする。

なお、左に変換する場合は、これに準ずるものとする。